

令和5年度「いじめ対策総点検」学校訪問指導

新潟県教育委員会では、いじめ対策の再構築を図り、「学校の組織力の強化」や「教員の意識改革」などの視点で各種取組を実施しています。その一環として、各校のいじめ対策の現状について、今年度も「いじめ対策総点検」を実施いたしました。内容及び指導内容は、以下のとおりです

1 日 時 令和5年10月12日（木）午後2時から午後3時35分まで

2 場 所 県立五泉特別支援学校 校長室

3 参会者 生徒指導課 支援・相談室 土田指導主事
生徒指導課 いじめ対策室 山田指導主事
義務教育課 特別支援推進室 疋田指導主事
県立五泉特別支援学校 校長、教頭、いじめ対策推進教員
県立五泉特別支援学校村松分校 教頭、いじめ対策推進教員

4 内 容 （1）学校見学、授業参観
（2）書類点検、取組説明

5 指導内容

○保護者への報告

いじめの事実確認のための聞き取りを行った後は、被害・加害生徒両方の保護者に生徒から聞き取った内容と支援・指導の方針を伝えること→これは法令に遵守するものである。

○生徒が相談しやすい体制

生徒に困ったことが起きた時の『SOS の出し方』について指導しておくことが大切である。また、生徒の困り感に対する職員の受け止め方や気付きも大切であるので、日頃から生徒の様子をよく見たり、言葉に耳を傾けたりすることを心掛ける。

○警察との連携

特に、“ポルノ写真”等の問題が起きたときには職員が写真を預かることも罪になるので、直ぐに警察に連絡し、連携して指導にあたらなければならない。保護者の方にもご理解をいただく。

○スクールカウンセラーの活用について

スクールカウンセラーは、“生徒の心理”“福祉”の専門家である。生徒指導の記録にスクールカウンセラーのチェック欄を設け、いじめ対策の組織の一員として助言を求めするなど、日頃から情報を共有することが望ましい。